鳥取大学における全学共通科目及び医学部専門科目の成績評価に関する申合せ

平成２６年１２月２４日

　　　第8回教授会承認

（趣旨）

第１　この申合せは、鳥取大学における全学共通科目（米子地区で開講される科目に限る）（以下「全学共通科目」という。）及び医学部専門科目（以下「専門科目」という。）の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

（成績の評価基準）

第２　全学共通科目及び専門科目の成績は、次の基準に基づき評価するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評　価 | 評 点 | 基　　　　　準 |
| 優 | A | 90～100 | 修得した知識・技能を相互に関連付けて応用できること。 |
| B | 80～89 | 基礎知識・技能を発展させた知識・技能を修得していること。 |
| 良 | C | 70～79 | シラバスで計画されている到達目標と授業内容を確実に理解し、基礎知識・技能を修得していること。 |
| 可 | D | 60～69 | シラバスで計画されている到達目標と授業内容を概ね理解し、最低限必要な基礎知識・技能を修得していること。 |
| 不可 | F | 0～59 | シラバスで計画されている到達目標と授業内容を理解していない、また授業の基礎知識・技能は修得できていない。 |

［成績の評価（単位の認定）ができない科目］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 不履修 | Ｅ | 履修登録は行ったが、「鳥取大学単位認定規則」で定める出席回数に達していない。 |

（成績評価基準と方法の周知）

第３　全学共通科目及び専門科目の科目責任者は、各授業科目の成績評価の基準と方法をシラバスに明記するとともに、各授業において、到達目標と関連づけながら授業内容に基づき具体的に説明するものとする。

（成績の報告）

第４　全学共通科目及び専門科目の科目責任者は、各学期の指定された期日までに、所定の方法により成績を報告するものとする。

（成績評価に対する疑義申立て）

第５　学生が、自らの成績評価に関して、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合

は、当該授業科目の成績公開後３日以内に「成績評価確認願」（別紙様式）により申立てを行うことができる。

一　成績の誤記入等、明らかに科目責任者の誤りであると思われるもの

二　シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等から、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

（疑義申立てへの対応）

第６　学生から成績評価に関する疑義申立てがあった場合の対応は、医学部副学部長（教務担当）を責任者とし、疑義申立ての窓口は、医学部学務課（鳥取地区においては学生部教育支援課）とする。なお、学生は、科目責任者に直接申立てを行うことはできない。

２　責任者は、申立ての内容を確認し、必要に応じて当該学生に面談等を実施した上で、速やかに科目責任者に対し成績評価に関する回答を求めるものとする。ただし、申立て内容が、明らかに第５に定める申立てが可能な場合に該当しないと責任者が判断したときは、当該学生にその旨を通知する。

３　科目責任者は、責任者から回答を求められた場合、休日を除く３日以内に回答を行うものとする。

４　責任者は、科目責任者からの回答内容を確認し、必要な場合は、当該教員に面談等を実施して調整を行った上で、その結果を、申立てのあった日から原則として１週間以内に、当該学生に通知するものとする。

　　なお、科目責任者との調整が困難である場合、医学部長が判断するものとする。

（成績評価の修正等）

第７　疑義申立ての結果及びその他特別な事情により成績評価の修正等が生じた場合、科目責任者は医学部学務課において成績修正の手続きを行うものとする。

　　なお、成績の修正があり、進級または卒業の結果が変更になった場合、医学部長、副学部長（教務担当）及び学科長にて協議を行い、結果を当該学生に伝えるとともに、当該学生が所属する学科運営会議に、翌月に報告し追認を得るものとする。

（その他）

第８　この申合せに定めるもののほか、専門科目の成績評価に関し必要な事項は、医学部教育委員会において審議し決定するものとする。

　附　記

この申合せは、平成２６年１２月２４日から施行する。

　附　記

この申合せは、平成２７年　１月２８日から施行する。